

定 款

社会福祉法人 宝满福社会

第一章 総 則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 盲養護老人ホームの経営
 - (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ロ) 老人短期入所事業の経営
 - (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
 - (ニ) 障害福祉サービス事業の経営
 - (ホ) 移動支援事業の経営
 - (ヘ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
 - (ト) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
 - (チ) 障害児通所支援事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人宝満福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を福岡県筑紫野市大字西小田 3 5 番地に置く。

- 2 前項の他、従たる事務所を福岡県筑紫野市大字原田 4 6 2 番地に置く。

第二章 評議員

(評議員会の定数)

第五条 この法人に評議員7名以上を置く

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名以上、事務局員1名以上、外部委員1名以上の合計3名以上で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則等については、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとすることが出来る。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員は、無報酬とする。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、その都度評議員の互選で定める。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬額の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第十二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

(決議)

第十三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数を持って行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一四條 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の数)

第一五條 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
 - 3 理事長以外の理事のうち、業務執行理事を置くことができる。

(役員を選任等)

第一六條 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七條 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎回会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事による監査)

第一八條 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第一九條 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第一五條に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任に

より退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二〇条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員の会議によって解任することができる。

- (1) 職務上に義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 費用弁償分については、報酬などに含まれない。

(職員)

第二二条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(理事会)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常業務として理事会が定めるものについては理事長が先決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事（または理事長）及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は第三七条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、または担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、福岡県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、福岡県知事の承認は必要としない。

- 2 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 3 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行なう施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三〇条 資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第三一条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第三二条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(決算)

第三三条 この法人の事業報告書、貸借対照表及び収支計算書並びにその付属明細書、また財産目録は、毎会計年度終了後3月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた種類のうち、事業報告書、貸借対照表、収支計算書及び財産目録については、定時評議員会に提出し、事業報告書については内容を報告し、その他書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三四条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三五条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三六条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三七条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、

次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 訪問看護事業
- (3) 地域包括支援センター事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第三八条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第八章 解散及び合併

(解散)

第三九条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四〇条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四一条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、福岡県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。

第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四二条 この法人の公告は、社会福祉法人宝満福社会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子広告に掲載して行う。

(施行細則)

第四三条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行なうものとする。

役 員

理 事 長	鬼木 政春
理 事	小山田 繁禧
理 事	白水 和敏
理 事	白水 シズエ
理 事	安部 文雄
理 事	田中 満
理 事	秋山 政人
監 事	近藤 興人
監 事	檜木 一秀

この定款は、平成29年4月1日から施行（改正）する

(別表)

基本財産

1. 定期預金 100 万円

2. 筑紫野市大字西小田 35-1

土地 6513.75 m²

3. 筑紫野市大字西小田 35 番 1

図書館

建物

鉄筋コンクリート造スレート葺式階建

壹階 86.40 m²

貳階 86.56 m²

計 174.96 m²

盲養護老人ホーム寿光園

建物

鉄筋コンクリート造陸屋根式階建

壹階 2199.15 m²

貳階 159.39 m²

計 2358.54 m²

物置

鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺平屋建

16.62 m²

車庫

鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建

113.01 m²

機械室

鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建

17.38 m²

納骨堂

木造瓦葺平屋建

7.45 m²

計 154.46 m²

合計 2513.00 m²

4. 筑紫野市大字原田字鏡 462

土地

4400.35 m²

5. 筑紫野市大字原田字鏡 487-4

土地

169.91 m²

6. 筑紫野市大字原田字鏡 462

特別養護老人ホームちくしの荘

建物

鉄筋コンクリートブロック造陸屋根参階建

壹階 862.65 m²

貳階 845.91 m²

参階 18.00 m²

合計 1726.56 m²

7. 筑紫野市美しが丘北 4 丁目 1-8

土地

100.52 m²

8. 筑紫野市大字原田字鏡 462-2

ちくしの荘老人デイサービスセンター

建物	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺二階建	
	壹階	382.90 m ²
	貳階	22.25 m ²
	機械室	6.51 m ²
	合計	411.66 m ²

9. 筑紫野市大字原田字鏡462

在宅介護支援センターちくしの荘

建物	鉄筋コンクリート造一階建	
	壹階	86.30 m ²
	合計	86.30 m ²

10. 筑紫野市美しが丘南3丁目3番3号

認知症対応型デイサービス陽だまり

建物	木造ガルバリウム鋼板葺	平屋建
	壹階	190.53 m ²
	合計	190.53 m ²

11. 筑紫野市大字原田462

特別養護老人ホーム ちくしの荘 ショートステイ棟

建物	鉄筋コンクリート造	陸屋根	貳階建
	壹階		133.93 m ²
	貳階		1021.66 m ²
	合計		1155.59 m ²

12. 大野城市仲畑4丁目204番地、205番地2

認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護

建物	木造合金メッキ鋼板ぶき	平屋建
	壹階	589.41 m ²
	合計	589.41 m ²

13. 福岡県筑紫野市大字西小田113-6

土地		83.00 m ²
----	--	----------------------

14. 福岡県筑紫野市原田七丁目7番地6、7番地11

小規模多機能型居宅介護

建物	木造合金メッキ鋼板ぶき	平屋建
	壹階	239.11 m ²
	合計	239.11 m ²